

Ⅷ-12 多極分散型国土形成促進法に基づく開発計画及び集落地域整備法に基づく集落地区計画における施設の整備と農地等転用規制との調整について（抄）

平成元年3月30日元構改B第154号
農林水産事務次官通知
最終改正 平成30年3月1日29農振第1771号

多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「多極分散法」という。）は、昭和63年6月14日及び同年8月13日付けで施行され、人口及び行政、経済、文化等に関する機能の分散による地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を促進することによって多極分散型国土の形成を目指すこととなった。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）は、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）附則第9条の規定により平成11年2月16日付けで廃止されたが、同法附則第11条の規定により、廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（以下「旧頭脳立地法」という。）第5条第4項の規定による主務大臣の承認（旧頭脳立地法第6条第1項の規定による承認を含む。以下同じ。）を受けた集積促進計画については、旧頭脳立地法第16条の農地法等の配慮規定は、平成17年3月31日までの間、なおその効力を有することとされた。

集落地域整備法（昭和62年法律第63号）は、昭和63年3月1日付けで施行され、土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進することとなった。

今後、多極分散法第8条第1項の規定により主務大臣の承認を受けた振興拠点地域基本構想に基づいて行う重点整備地区における中核的施設の整備及び旧頭脳立地法第5条第4項の規定により主務大臣の承認を受けた集積促進計画に基づいて行う集積促進地域における施設の整備並びに集落地域整備法第5条第1項の規定による集落地区計画の区域の設定と農地等転用規制との

調整については、下記の点に留意の上、円滑かつ適正に行われるよう配慮されたい。

以上、命により通達する。

記

第1 多極分散法に係る開発計画と農地等転用規制との調整について

- 1 都道府県知事は、主務大臣の同意を受けた振興拠点地域基本構想に基づいて行う整備について、予定される事業主体、整備すべき施設用地の位置、面積及び整備の内容等を定めた重点整備地区施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を作成するものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県の関係部局間で調整を行わせるとともに、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更を必要とするときは、関係市町村と事前に十分調整するものとする。

- 2 施設整備計画についての変更の必要が生じた場合には、1に準じて調整を行うものとする。
- 3 施設整備計画の作成及び調整については、この通知に定めるところによるもののほか農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第2 集落地域整備法に基づく集落地区計画と農地等転用規制との調整について

- 1 都道府県知事は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項により集落地区計画に係る都市計画について同意（変更する場合を含む。）しようとするときは、あらかじめ都市計画担当部局と農地転用担当部局との間において十分調整を行わせるとともに、当該地区計画の区域内に4ヘクタールを超える農地（農林水産大臣の転用許可権限の対象となりうるようなまとまったもの）が含まれる場合には、地方農政局長と調整するものとする。

- 2 1の調整については、この通知に定めるところによるもののほか農村振興局長が別に定めるところによるものとする。